

平成一六	特許法等改正（新職務発明制度・登録調査機関制度） 独立行政法人工業所有権情報・研修館に名称変更 政府模倣品・海賊版対策総合窓口を経済産業省に設置 特許異議申立制度廃止 知的財産高等裁判所設立 特許法条約発効
平成一七	特許法条約発効 インターネット出願開始
平成一八	特許法・意匠法改正 （ソフト補正禁止・分割制度濫用防止等）画面デザイン保護拡充等 特許審査ハイウェイ（PPH）の試行開始 地域団体商標制度の導入
平成一九	イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007 （通常実施権等登録制度の見直し、不服審判請求期間の拡大等） 特許法等改正
平成二〇	商標法に関するシンガポール条約発効 産業界財産権制度125周年 特許庁ロゴマーク制定 PCT-PPH開始
平成二一	震災復興支援早期審査・早期審理開始 特許法等改正（料金の見直し等） PHMOTTAINA開始
平成二二	中小企業の特許料の減免期間拡大 知的財産政策に関する基本方針を閣議決定 FALL目標達成
平成二三	五庁間での特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラム開始 特許法等改正（特許異議の申立て制度の創設等） ハグ協定のジュネーブ改正協定加盟のための意匠法改正 ロカルノ協定加盟
平成二四	特許法等改正（職務発明制度等） 日米協働調査試行プログラム試行開始 ハグ協定のジュネーブ改正協定加盟 新しいタイプの商標の追加（音、色彩、ホログラム、動き、位置） 広域ファセット分類記号ZITの新設 六本木坂庁舎への一部移転
平成二五	INPIIT近畿統括本部（INPIIT-KANSAI）開設 特許法改正（特許関係料金の改定、新規性喪失の例外期間延長等） 特許料等の軽減措置を全ての中小企業に拡大 特許法等改正 （特許訴訟制度の充実、関連意匠制度の見直し等）
平成二六	
平成二七	
平成二八	
平成二九	
平成三〇	
令和元	



否は訴訟の対象とはならなかった。

このため、平成十年に、類似意匠制度を廃止するとともに、新たに関連意匠制度を創設し、同日に、同一出願人から出願された場合に限り、バリエーションの意匠をそれぞれ同等の価値を有するものとして保護できるようにした。平成一八年の法改正では、その後のデザイン戦略の多様性などに対応するため本意匠の登録の公表日まで関連意匠を出願できるようにした。

近年は、自社製品に共通の一貫したデザイン・コンセプトを用いた群のデザインにより、独自の世界観を築き上げ、製品の付加価値を高める動きが加速している。関連意匠の出願時期が本意匠の登録の公表まででは、長期的な市場動向等に応じ製品デザインを保護することができないとの指摘を受け、令和元年の法改正では、関連意匠の「後出し」が、本意匠の出願から十年以内まで認められるようにした。加えて、市場動向等を踏まえて製品等のデザインを長期的に進化させていくためには、類似する意匠を連鎖的に保護すべきとの指摘もあり、従来認められていなかった、関連意匠にのみ類似する意匠の登録も認めることとした。

国内市場の縮小や企業活動のグローバル化、消費者動向の変化などの要素が複雑に絡み合い、モノのデザインから（複数のモノやサービスから構成される）コトのデザインに注目が移っていく中、企業のデザイン戦略の重要性がますます高まることが予想される。我が国の意匠制度は、技術進展に伴って生まれる新しいデザインや、変化する企業のデザイン戦略に適時に対応しながら進化し続けていく。

ブランド価値 3.6億円へ

苦労を重ね、やっとの思いで品種改良に成功した夕張メロン。しかし昭和三五年の生産開始からすぐに類似品が現れ始めた。

そこで、商標権取得の重要性に気付いた夕張市が商標登録を検討するものの、地域名と商品名での商標出願は二度も拒絶された。

商標法では、原則として「商品の産地や品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」は他人のものと区別ができないため、全国的に知名度を有している商標でない限り、登録されないこととなっているからである。

これに対し夕張メロンの全国的な知名度を立証するために全国紙や地方紙の記事を集め、葉書によるアンケートを実施し八割の知名度を獲得した結果、平成五年に登録査定となった。しかしながら、それまでの間は他人の便乗使用の排除ができなかった。

その後、より早い段階で地域ブランドを保護すべく、平成一八年、地域団体商標制度が導入された。

この制度によって、全国的な知名度を獲得せずとも、一定範囲の需要者に認識されている「地域名と商品名（サービス名）からなる商標」であれば商標登録が可能となり、夕張メロンの例のような苦労は不要となったのである。

夕張市の例を振り返ってみると、夕張市は品質とブランドを守るために多くの商標権を獲得し、多くの制度を利用しつつ、時には裁判をしながら夕張メロンブランドを守ってきた。その結果、夕張メロンは地域ブランドを確立。そのブランド価値は、他のメロンに比べ年額三・六億円程度高いといわれている。

夕張メロン

商標登録 第 1379023 号



商標登録 第 2591067 号

平成知財史

平成元	特許庁本庁舎竣工 検索外注本格実施
平成二	世界初の電子出願受付開始
平成三	工業所有権に関する手続き等の特例に関する法律(特例法)の制定 ニース協定加盟に伴う商標法改正(商品及びサービスの国際商標分類採用等)
平成四	サービスマーク登録制度導入
平成五	特許・実用新案審査基準初版発行
平成六	特許法・実用新案法等改正(補正要件の変更/新実用新案制度等) 特許法等改正(外国語書面出願制度導入・明細書の記載要件変更・付与後異議申立制度導入)
平成七	実用新案無審査登録制度導入 世界貿易機関(WTO)発足 知的所有権の貿易に関連する側面に 関する協定(TRIPS協定)発効
平成八	産業財産権制度110周年 パテ九くん制定 特許付与後異議申立制度の導入
平成九	商標法条約発効に伴う商標法改正(立体商標制度・団体商標制度) 立体商標制度の導入
平成十	団体商標制度の導入 大学等技術移転促進法(TLO法)施行 パソコン電子出願受付開始
平成一一	特許法等改正(審査請求期間の短縮) 部分意匠制度の導入、関連意匠制度の創設 対話型審査の開始
平成一二	マドリッド議定書加盟 意匠・商標・審判手続の電子化
平成一三	審査請求期間を7年から3年に変更 独立行政法人工業所有権総合情報館設立
平成一四	知的財産基本法成立 特許法等改正(発明実施規定の明確化等)
平成一五	知的財産戦略本部発足 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画 (最初の知的財産推進計画)策定
平成一六	特許法等改正(特許関係料金の改定・異議申立制度廃止等) 任期付審査官の大量採用開始



知財ニユース

企業と従業者を守るための法制度へ向けて

特許法では、原則として発明者(従業者)が職務発明の権利を有することとなっている。一方で、企業が職務発明の権利を欲する場合には、企業が職務発明に対する対価を従業者に払って職務発明の権利を企業に承継させることができる。

知的財産に対する国民的関心の高まりを背景に、特許法第三十五条の存在が認知されつつあった平成一五年四月二二日、最高裁判所判決(オリンパス事件)が出されたことを契機として、職務発明の相当の対価に関する訴訟が多発した。特に世間を賑わせたのは、平成一六年一月三〇日、東京地裁判決(青色発光ダイオード事件)における二〇〇億円という、職務発明の権利の対価である。

一般に、職務発明の相当の対価は企業と従業者との契約によって定められているものであり、先のオリンパス事件においても、企業が従業員の職務発明につき特許収入を得ていれば、上限額を一〇〇万円とする報償を企業が従業員に与えることが社内規定で定められていた。しかし、当該事件での職務発明の対価の額は二五〇万円と認定された。オリンパス事件の最高裁判決を踏まえて、その後の青色発光ダイオード事件の中間判決では、「相当の対価については、最終的に、司法機関である裁判所により、客観的に定められるべきものであって、契約等で対価の条項を設けたとしても、当該条項の額に拘束されることなく、従業者は「相当の対価」を請求することができる」旨が述べられた。

これらの判決や社会情勢を鑑みて、企業と従業者との職務発明にかかる利益を守るために、特許庁では職務発明に関する法改正を平成一六年に行なった。この法改正により、相当の対価を決定するに際しては、企業における対価の付与にかかる手続を重視することが規定され、この手続きが不合理でなければ、その対価の付与は裁判所において尊重されることとなった。

しかしながら、平成一六年の法改正後においても、雇用の流動化といった社会情勢の変化に起因する問題、例えば特許を受ける権利の二重譲渡問題等も顕在し、産業界からも職務発明の再改正の必要が示されることとなり、特許庁では、平成二七年にも職務発明に関する法改正を行なった。

時代の変遷によって、企業、従業者に必要な制度も変わってくるが、その時代の企業、従業者を守るべく、特許法は法改正がなされてきた。

意匠制度は新時代へ

令和元年の幕開けとともに、意匠制度は新たな時代を迎えた。制度有史以来の大改正とも言われる令和元年の改正意匠法の中でも、関連意匠制度の拡充は、注目すべき内容の一つだ。

「関連意匠制度」とは、端的に言えば、パリエーションの意匠を保護する制度である。日本の意匠制度は、先願主義を採用しており、出願した意匠が、その出願日と同日又はそれ以前に出願され、登録された意匠と同一又は類似している場合は、原則として登録を受けることができない。しかし、関連意匠制度を利用すれば、同一出願人に限り、そのような意匠も例外として意匠登録を受けることができる。

現在の制度の形になるまでに、数々の変遷があった。昭和三四年の現行法制定時には、パリエーションの意匠を「本意匠」と「類似意匠」として保護することができ、「類似意匠制度」があった。しかし、侵害訴訟の場では、類似意匠は本意匠の効力範囲を定める際に参酌されるにとどまり、類似意匠に基づく侵害の成